

# 第 3 章

## 対内直接投資の促進

# 第3章

## 対内直接投資の促進

対内直接投資の拡大は、経営ノウハウや技術、人材などの経営資源が流入することにより、我が国の生産性の向上や雇用の創出に資するものである。特に、中堅・中小企業を含め技術力の高い我が国にとって、外国企業誘致はオープンイノベーションの推進や地域経済の活性化の観点から極めて重要である。しかしながら、我が国の対内直接投資残高は2008年をピークに伸び悩み、対内直接投資残高のGDP比率は、主要先進国やアジア新興国に比べ大きく見劣りしている（第Ⅲ-3-1-1図、第Ⅲ-3-1-2図）。

近年、国際的に見て外国企業の誘致競争はより激化しており、グローバル企業の誘致には、政府が一丸となってグローバル企業向けの投資環境、外国人向けの生活環境整備等に取り組み、諸外国に遜色ないビジネス環境を整備することが必要である。このため、政府は、平成25年6月14日の閣議決定において、新たな成長戦略として「日本再興戦略—JAPAN is BACK—」を打ち出し、3つのアクションプランのうち、拡大する国際市場を獲得するための「国際展開戦略」の中で対内直接投資の活性化を掲げた。政府は本戦略において、海外の優れた人材や技術を日本に呼び込み、雇用やイノベーションの創出を図るため、日本国内の徹底したグローバル化を進め2020年における対内直接投資残高を35兆円へ倍増（2012年末時点17.8兆円）することを目指すこととした。

そこで、政府として、海外の資金や技術等を更に我が国に取り込むため「国家戦略特区」を活用し、世界で一番企業が活動しやすいビジネス環境を整備していく。こうした環境整備は海外に移転した日系企業の国内回帰にもつながる。本年5月1日に国家戦略特別区域として6区域を指定するとともに、区域方針を決定したところである。「東京圏」、「関西圏」といった広域的な大都市圏は、世界から人材・資本・技術が集まる「国際ビジネスやイノベーションの拠点」として、総合的な規制改革の実現を目指している。また、「新潟市」、「養父市（兵庫県）」、「福岡市」は、農業や雇用といった岩盤規制分野の「改革拠点」として、農地流動化や、ベンチャー・創業支援を強力に推し進める突破口となることを目指している。更に膨大な観光資源を持つ「沖縄県」も含め、この6か所の国家戦略特区では、今後、国・自治体・民間が一体となり、具体的な事業計画を取りまとめていく。

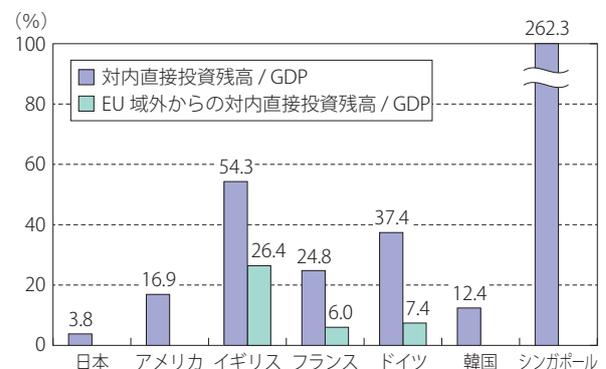
また、政府の外国企業誘致・支援体制の抜本強化のために、グローバル企業のエグゼクティブ層と同等の

第Ⅲ-3-1-1図 対内直接投資残高とGDP比率



備考：2013年は推計値  
資料：財務省「本邦対外資産負債残高」、内閣府「国民経済計算」から作成

第Ⅲ-3-1-2図 対内直接投資残高GDP比率 国際比較 (2012年末)

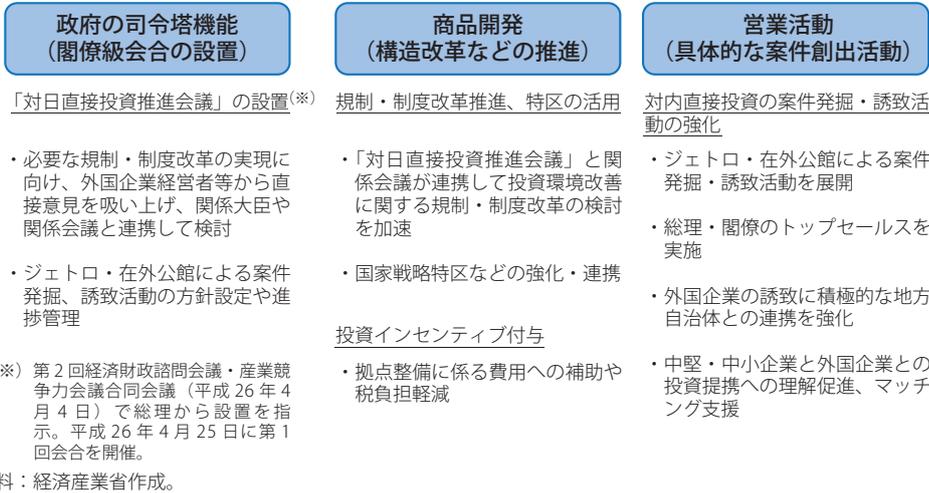


備考：EU域外からの「対内直接投資/GDP」は全て2011年末実績  
資料：以下のデータから作成

〈FDI(簿価)〉  
日：財務省「対外資産負債残高統計」  
英・独・韓・星：IMF「International Financial Statistics Yearbook 2013」  
米：Bureau of Economic Analysis「Survey Of Current Business」  
仏：Banque of France「The French of Balance Of Payments And International Investment Position」  
〈GDP、レート〉  
IMF「International Financial Statistics Yearbook 2013」

### 第Ⅲ-3-1-3 図 対内直接投資の促進

- ・対内直接投資残高の対 GDP 比を見ると、英国 54.3%、米国 16.9%、韓国 12.4%となっている一方、我が国は 3.8%であり、我が国の対内直接投資は、国際的に極めて低いレベルにとどまる。
- ・世界各国の外国企業誘致競争が激化する中、諸外国と比べ後れをとっている対内直接投資を活性化させることは、新たな刺激によるオープンイノベーションの推進につながり、また、地域経済活性化の観点からも重要。
- ・「対日直接投資推進会議」を司令塔とし、外国企業からの意見を踏まえた規制・制度改革、ジェットロ、在外公館や先進的な地方自治体とも連携した誘致活動を展開。1 つでも多くの成功事例を生み出す。

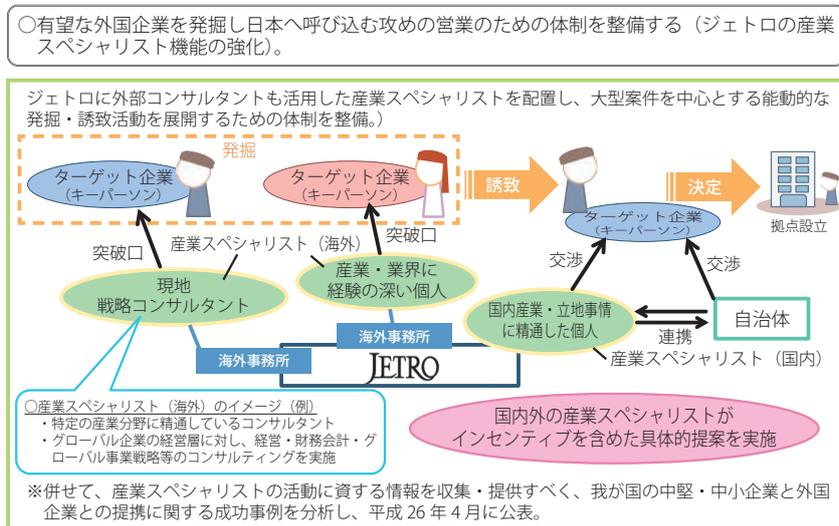


目線に立ち、個社の経営戦略を踏まえて有望な外国企業を発掘・誘致するため、独立行政法人日本貿易振興機構(以下「JETRO」という)における産業スペシャリスト機能の強化、グローバル企業向けの支援措置の整備等を通じて誘致体制を強化する(第Ⅲ-3-1-4 図)とともに、我が国への投資計画の策定に必要な制度・行政手続等に関する相談や規制改革要望を JETRO が一括して受け付け、関係府省庁との連携のもとに個別に対応するなど、外国企業に対する包括的なサポート

体制を強化していく(第Ⅲ-3-1-5 図)。

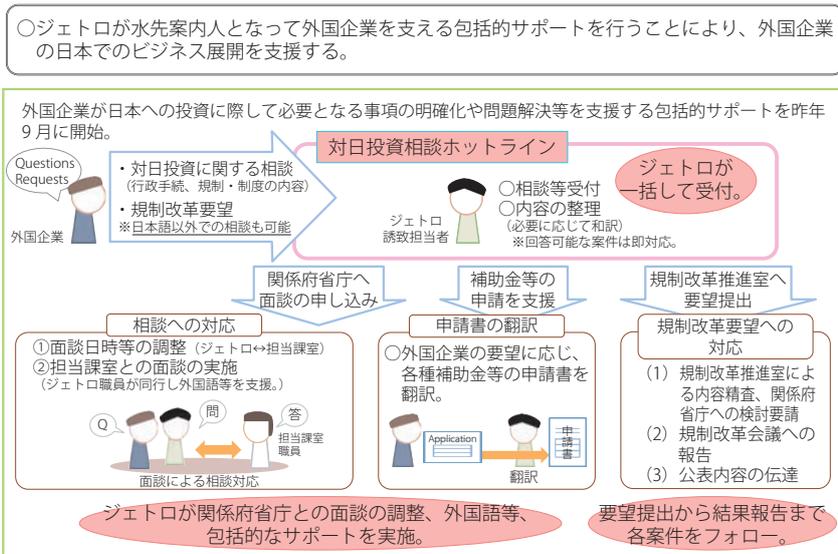
投資先としての日本の魅力向上のためには、グローバル企業に対する直接的なインセンティブ措置の提示が効果的である。このため政府は、平成 26 年度において、日本を含む複数の国において実態のある事業活動を行っている企業、又は日本国内に拠点を置き、海外市場を目掛けて事業を行う企業を対象に、拠点整備を支援する「対内投資等地域活性化立地推進事業費補助金」を実施するとともに、今後も「特定多国籍企業

### 第Ⅲ-3-1-4 図 ジェットロの産業スペシャリスト機能の強化



資料：経済産業省作成

第Ⅲ-3-1-5 図 ジェトロの包括的サポート



資料：経済産業省作成

第Ⅲ-3-1-6 図 アジア拠点化推進法の概要 (平成24年11月施行)

**背景**

○アジア新興国の経済成長に伴う我が国市場の相対的な縮小、アジア新興国の海外企業誘致支援策の強化により、我が国からグローバル企業の撤退が相次いでおり、我が国はアジア地域における国際的な事業活動拠点としての地位を喪失しつつある状況。

**法の概要**

○グローバル企業の研究開発拠点やアジア本社の我が国への呼び込みを推進するため、主務大臣の認定を受けたグローバル企業に対し、法人税負担軽減、特許料軽減等の措置を講ずる。

**措置事項の概要**

1. 対象となる事業活動について

○主務大臣が定める基本方針に適合するものとして認定を受けたグローバル企業が国内で新たに行う研究開発事業及び統括事業 (※) に対し、支援措置を講ずる。  
(※) 子会社の事業方針を決定する等の事業

2. 支援措置について

- ・法人税特例 5年間、20%の所得控除 (これにより、約7%の実効税率引下げを実現)
- ・所得税特例 親会社 (外国企業) が付与するストックオプションに対する課税を日本企業と同等の取扱いとする
- ・特許料軽減 研究開発事業の成果に係る特許料を軽減 ※中小企業に限定
- ・投資手続短縮 外為法上の届出後30日間投資できないとされる期間を2週間に短縮
- ・資金調達支援 中小企業投資育成株式会社による資金調達支援

※上記の他、

- ・認定研究開発事業に係る特許出願の審査・審理を迅速化 (通常の出願：約16ヶ月→早期審査：約2ヶ月程度 (2012年度実績)) ※特許法の運用
- ・認定企業に就労予定の外国人の入国手続 (在留資格認定証明書) の審査を迅速化 (通常1ヶ月→10日程度) ※入管法の運用

3. 効果

- 高付加価値をもたらすグローバル企業の呼び込み、就業機会の創出
- グローバル企業と日本の中小企業等との連携による新たな製品や技術の開発 等

**ターゲット**

研究開発拠点 (イノベーションに不可欠な高度な研究者等が集結)

アジア本社 (グローバル経済社会に不可欠な高度な経営人材等が集結)

基本方針 → 事業計画の認定

**支援措置**

- ・ 税制措置 (法人税特例等)
- ・ 研究開発拠点の特許料の軽減 等

**期待される効果**

- ・ 高付加価値拠点の国内への立地
- ・ 就業機会の創出
- ・ 中小企業等との連携による新たな製品や技術の開発 等

資料：経済産業省作成

による研究開発事業等の促進に関する特別措置法 (アジア拠点化推進法) (平成24年11月施行)において、グローバル企業の研究開発事業及び統括事業を対象に、法人税負担軽減、特許料軽減等の措置を講じていく (第Ⅲ-3-1-6 図)。

さらに、海外事業者と投資提携を行うことで成功している日本の中堅・中小企業の事例を収集し、国内外販路の拡大など投資提携により得られたメリットや、従業員の流出などの生じ得るリスクも掲載した「海外

事業者との投資提携事例集」を作成・公表した。本事例集では、併せて、投資提携を行う際のポイントや留意点も記述しており、本事例集の普及により、日本企業の経営者が新たな経営戦略を立てる際の一助とることを目指している。

これらに加え、ビジネス環境の向上に向けて更なる施策の具体化を進めるため、「成長戦略進化のための今後の検討方針」(本年1月20日産業競争力会議決定)において、外国企業経営トップから我が国の投資・生

活環境に資する制度改革についての要望等をハイレベルで吸い上げて政府横断で具体的な施策化を図り、進捗管理を行うための推進方式を確立することとされた。また、第1回経済財政諮問会議（本年1月20日開催）において、総理から、外国企業経営者等から意見を聴取し、対日直接投資促進に向けた課題を整理するよう指示があった。これらを受けて開催された「対日直接投資に関する有識者懇談会」（以下「有識者懇談会」という。）（本年2月27日より全5回）は、外国企業等からヒアリングを行い、課題を整理した。

こうした中、経済財政諮問会議・産業競争力会議合同会議（本年4月4日）での総理指示を受け、JETROや在外公館、閣僚レベルによる政府一体での外国企業への働きかけを抜本強化するとともに、外国

企業のニーズを踏まえ、対日投資拡大に資する制度改革に対応するため、閣僚級の「対日直接投資推進会議」を立ち上げた。同会議はJETROや在外公館による案件発掘・誘致活動の司令塔機能を担うとともに、外国企業経営者等から直接意見を聴取し、必要な制度改革の実現に向けて関係大臣や関係会議の取組を促進するとしている。

このように、今後は政府横断的な制度改革を進め、JETROや在外公館、先進的な地方自治体とも連携して案件発掘・誘致活動を一層積極的に行うとともに、総理・閣僚によるトップセールスを推進し、対日直接投資を促進することにより、新たな刺激によるイノベーションの創出・生産性の向上と地域経済活性化を目指す。

コラム  
14

高度の専門的な能力を有する外国人材の受入れ促進のための取組

外国系企業が日本に拠点を構える場合には、当該企業の外国人社員の日本での在留資格や配偶者の就労等の課題にも直面することになる。日本では就労可能な専門的・技術的分野の外国人労働者は、ストックで約20万人在留しており、日本政府としてはこうした人材を積極的に受け入れる方針を掲げている。リーマンショック、東日本大震災等の影響もあって近年の新規入国者数は減少基調にあったが、平成24年から増加に転じている。

そこで日本にイノベーションをもたらす外国人の受入れ・定着を促すため、英国やカナダ、豪州にも導入されているポイント制度による高度外国人材の受入れ促進措置が我が国においても平成24年5月に導入された。日本のポイント制は英国、カナダのような入国要件をポイント制にする「入国型」とは異なり、既に就労可能な専門的・技術的分野の在留資格を有する外国人労働者の中で、学歴、職歴、年収等を指数化し合計点で70点を超える者に対し永住許可に必要な滞在年数の短縮化や配偶者の就労を認めるなどの出入国管理上の優遇措置を付与するもので、これは韓国のポイント制に近い。

平成24年5月にポイント制を導入した後11か月で、高度人材と認定された外国人は約430人にとどまったため、法務省を中心に関係省間で制度の早期見直しに着手するとともに、平成25年6月の日本再興戦略にも「年収基準を見直し、年内に新制度の開始」が盛り込まれた。

こうした検討結果を踏まえ、平成25年末に改正ポイント制がスタートし、年収基準の緩和等により認定数は導入当初を大きく上回って推移している。

なお、高度外国人材に永住（在留期間が無期限の在留資格による在留）が許可されるための在留歴の短縮に必要な措置を講じるため、第186回国会に入管法改正法案が提出された。